

フランス性犯罪関連条文和訳（仮訳）

○ 刑法

* 以下各条文の括弧内の条見出しは、法文にはないが、便宜上付したものである。

第 222-22 条（性的攻撃）

- 1 暴行，強制，脅迫又は不意打ちを伴って実行する性的侵害は全て，性的攻撃とする。
- 2 強姦及び他の性的攻撃は，攻撃者と被害者との関係性のいかんを問わず（攻撃者及び被害者が婚姻関係にある場合を含む。），本節に規定する状況下で被害者に実行された場合に構成される。
- 3 フランス国民又は共和国領土内に通常居住する者が，外国において，未成年者に対し，性的攻撃を実行した場合，第 113-6 条第 2 項の規定にかかわらず，フランス刑罰法規を適用し，第 113-8 第 2 文は適用されない。

第 222-22-1 条（強制）

第 222-22 条第 1 項に規定する強制は，身体的強制か精神的強制かを問わない。精神的強制は，未成年の被害者と犯人との年齢差，犯人が被害者に対して行使する法律上又は事実上の権限から生じ得る。

第 222-22-2 条（性的攻撃：第三者による性的侵害の場合）

- 1 暴行，脅迫又は不意打ちによって，第三者による性的侵害を被ることを強制する行為もまた，性的攻撃とする。
- 2 前項の行為は，被らせた性的侵害の性質及びその状況に従い，第 222-23 条ないし第 222-30 条に規定する刑と同一の刑に処する。
- 3 本条に掲げる軽罪の未遂は，既遂の場合と同一の刑に処する。

第 222-23 条（強姦）

- 1 他人の身体に対し，暴行，強制，脅迫又は不意打ちによって実行する性的挿入行為は全て，性質のいかんを問わず，強姦とする。
- 2 強姦は，15 年の拘禁刑に処する。

第 222-24 条（加重的強姦）

強姦は、次に掲げる場合、20年の拘禁刑に処する。

- 一 身体の一部喪失又は永続的な障害をもたらしたとき
- 二 15歳未満の者に対して実行したとき
- 三 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
- 四 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 五 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 六 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 七 武器の使用又は武器による脅迫を伴って実行したとき
- 八 犯人が不特定の公衆に向けたメッセージを伝播するための電子通信網を利用して接触した被害者に対して実行したとき
- 九 被害者の性的指向又は性同一性を理由として実行したとき
- 十 他の被害者に対する1件または数件の他の強姦と競合して実行したとき
- 十一 被害者の配偶者若しくは内縁の夫若しくは妻又は民事連帯協約により被害者の相手となった者が実行したとき
- 十二 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき

第 222-25 条（強姦致死）

- 1 強姦によって被害者を死亡させた場合、30年の拘禁刑に処する。
- 2 保安期間に関する第 132-23 条第 1 項及び第 2 項は、本罪に適用する。

第 222-26 条（拷問・野蛮行為を伴う強姦）

- 1 強姦の実行行為の前後又は最中に拷問又は野蛮行為を行った場合、無期拘禁刑に処する。
- 2 保安期間に関する第 132-23 条第 1 項及び第 2 項は、本罪に適用する。

第 222-27 条（強姦以外の性的攻撃）

強姦以外の性的攻撃は、5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金刑に処する。

第 222-28 条（加重的性的攻撃）

第 222-27 条に定める犯罪は、次に掲げる場合、7 年の拘禁刑及び 10 万ユーロの罰金刑に処する。

- 一 傷害又は障害をもたらしたとき
- 二 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 三 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 四 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 五 武器の使用又は武器による脅迫を伴って実行したとき
- 六 犯人が不特定の公衆に向けたメッセージを伝播するための電子通信網を利用して接触した被害者に対して実行したとき
- 七 被害者の配偶者若しくは内縁の夫若しくは妻又は民事連帯協約により被害者の相手となった者が実行したとき
- 八 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき

第 222-29 条（弱者に対する強姦以外の性的攻撃）

強姦以外の性的攻撃は、年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行した場合、7 年の拘禁刑及び 10 万ユーロの罰金刑に処する。

第 222-29-1 条（未成年者に対する強姦以外の性的攻撃）

強姦以外の性的攻撃は、15 歳未満の者に対して実行した場合、10 年の拘禁刑及び 15 万ユーロの罰金刑に処する。

第 222-30 条（弱者に対する加重性的攻撃）

第 222-29 条に定める犯罪は、次に掲げる場合、10 年の拘禁刑及び 15 万ユーロの罰金刑に処する。

- 一 傷害又は障害をもたらしたとき
- 二 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 三 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 四 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき

五 武器の使用又は武器による脅迫を伴って実行したとき

六 被害者の性的指向又は性同一性を理由として実行したとき

七 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき

第 222-31 条（未遂罪）

第 222-27 条ないし第 222-30 条に規定する軽罪の未遂は、既遂と同一の刑に処する。

第 222-31-2 条（未成年者に対する近親間の姦淫等）

- 1 強姦又は性的攻撃が、未成年者に対し、その親権を有する者によって実行された場合、判決裁判所は、民法第 378 条及び第 379-1 条の適用により、同親権の全部又は一部の剥奪について宣告しなければならない。
- 2 前項の場合、判決裁判所は、被害者の未成年兄弟姉妹に対する親権の剥奪に関してもまた、裁定することができる。
- 3 前第 1 項において、重罪院に訴追が係属した場合、重罪院は、陪審員の同席なしに、前記裁定をする。

第 227-25 条（未成年者に対する性的侵害）

暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴わず、成人が 15 歳未満の者に対し性的侵害を行う行為は、5 年の拘禁刑及び 7 万 5000 ユーロの罰金刑に処する。

第 227-26 条（尊属等による未成年者に対する性的侵害）

第 227-25 条に定める犯罪は、次に掲げる場合、10 年の拘禁刑及び 15 万ユーロの罰金刑に処する。

- 一 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 二 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
- 三 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
- 四 犯人が不特定の公衆に向けたメッセージを伝播するための電子通信網を利用して接触した被害者に対して実行したとき
- 五 酩酊状態にあることが明白である者又は麻薬製品の影響下にあることが明白である者が実行したとき

第 227-27 条（15 歳以上の未成年者に対する性的侵害）

暴行，強制，脅迫又は不意打ちを伴わない，15 歳以上の未成年者に対する性的侵害は，次に掲げる場合，3 年の拘禁刑及び 4 万 5000 ユーロの罰金刑に処する。

- 一 尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき
- 二 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき

第 227-27-3 条（未成年者に対する近親間の姦淫等）

- 1 未成年者に対する親権を有する者によって性的侵害が実行された場合，判決裁判所は，民法第 378 条及び第 379-1 条の適用により，同親権の全部又は一部の剥奪について宣告しなければならない。
- 2 前項の場合，判決裁判所は，被害者の未成年兄弟姉妹に対する親権の剥奪に関しても，裁定することができる。
- 3 前第 1 項において，重罪院に訴追が係属した場合，重罪院は，陪審員の同席なしに，前記裁定をする。

○ 刑事訴訟法

第 7 条第 1 項

公訴権は、重罪に関しては、刑法第 213-5 条に規定する場合を除き、その重罪が犯された日から起算して満 10 年を経過し、その期間内に何ら予審又は訴追の処分がなされなかったとき、時効によって消滅する。

※ 第 213-5 条

人道に対する重罪（集団殺害（刑法第 211-1 条）等）については公訴時効にかからない。

第 7 条第 3 項

本法第 706-47 条に掲げる重罪（※ 1）及び刑法第 222-10 条に定める重罪（※ 2）が未成年者に対して実行された場合、公訴権の時効期間は満 20 年とし、かつ、当該未成年被害者が成人に達した時から進行を開始する。

※ 1 第 706-47 条（対象犯罪）

- 1 本編の規定は、刑法第 222-23 条ないし第 222-31 条、第 225-4-1 条ないし第 225-4-4 条、第 225-7 条（第 1 号）、第 225-7-1 条、第 225-12-1 条、第 225-12-2 条及び第 227-22 条ないし第 227-27 条によって規定される実行行為の前又は最中に強姦、拷問若しくは野蛮行為を伴う未成年者の故殺又は謀殺、未成年者に対する性的攻撃、性的侵害、人身取引又は売春斡旋、及び未成年者による売春の利用の各罪に関する訴訟手続に適用される。
- 2 本編の規定は、拷問若しくは野蛮行為を伴う故殺又は謀殺、拷問若しくは野蛮行為又は故殺若しくは謀殺の累犯に関する訴訟手続にも等しく適用される。

※ 2 身体の一部喪失・永続的障害をもたらす暴行の加重形態

第 8 条第 1 項

軽罪に関しては、公訴権の時効の期間は、満 3 年とする。時効は、前条に定める区分にしたがって完成する。

第 8 条第 2 項

本法第 706-47 条に掲げる軽罪が未成年者に対して実行された場合、公訴権の時効期間は満 10 年とする。刑法第 222-12 条（※）、第 222-29-1 条及び第 227-26 条がそれぞれ定める軽罪の公訴権の時効期間は満 20 年とする。これらの時効期間は、当該未成年被害者が成人に達した時から進行を開始する。

※ 8 日を超える労働不能をもたらす暴行の加重形態